

特集にあたって

日本がはたすべき人権尊重の責任

—新興市場におけるビジネスのあり方とは—

山田 美和

中小企業を含む日本企業のアジアを中心とする新興国・途上国における海外事業展開が活発化するなかで、事業上のリスクとして人権の課題がある。たとえば、中国における日本のアパレルメーカーの委託先工場での劣悪な労働環境や処遇の実態や、フィリピンで日本企業が開発するニッケル鉱山およびニッケル精製工場周辺の河川や海域における規制値を上回る六価クロムの検出がNGOから指摘された。操業をめぐる人権問題に加え、商品がどのように生産・流通されてきたのかというサプライチェーン全般にたいする先進国市場の消費者および投資家の関心も高まっている。

本特集では、ビジネスと人権に関して、多くのステークホルダーとの議論をへて国連で合意され、世界的なガイドランスとなってい

る、『ビジネスと人権に関する国連指導原則』（以下、『指導原則』）を中心に、国家、企業そして市民が負う責務と取り組みについて論じる。

●ミャンマーの人権状況に関する特別報告者がなぜ来日したのか

アジア最後のフロンティアと称され、新興国として最も日本企業の注目を集めているミャンマー。長い間軍政下であり人々が抑圧されてきた同国については、国連人権理事会で一九九二年以来「ミャンマーの人権状況に関する特別報告者」が任命され、同国における人権状況、すなわち令状なしの逮捕、裁判なしの刑の執行、言論の自由の制限、強制労働、児童労働、少数民族への迫害など数々の人権侵害が報告されてきた。四代目の

特別報告者であるトーマス・キクタナ氏が、二〇一三年二月ミャンマーへの視察に先立って来日し、外務省、経済産業省、JICAと意見交換を行った。

なぜミャンマーの人権状況に関する特別報告者が日本を訪れ、関係者との意見交換を求めたのか。それは、現在のミャンマーで憂慮されるのは、ミャンマー政府による人権侵害のみならず、日本からの支援や投資が与えるかもしれない負のインパクトであるからである。キクタナ氏が日本政府関係者に手渡したのは、『指導原則』を記した冊子であった。

翌三月に人権理事会に提出された報告書（参考文献①）は、ミャンマー政府に対して『指導原則』を実行することによって人権を国家開発政策に統合するべきである。開発プロジェクトに先立つイ

ンパクト評価、影響を受ける人々および地域住民との協議、適切な賠償と補償、土地の保有に関する法的保障の付与などによって、土地および住居に関する権利を保障すべきである。」と強く勧告している。これは、現在のミャンマーの人々の権利にビジネスがもたらすインパクトの大きさ、すなわち人権とビジネスの関係の重要性がハイライトされているといえよう。

●新興市場と人権の課題

新興国・途上国における事業展開において、環境問題、労働者問題、開発にともなう強制移転、紛争鉱物問題などのリスクが高いのは、新興国・途上国では人権を保障する制度がまだ不十分であるからである。つまり、本来であれば労働者の権利を保護するための労働法規、人々の生活の権利を守り侵害しないための環境規制や安全基準、住民の土地や住居への権利を考慮した土地収用に関する法規や手続きなどが未整備であるためである。またたとえ法規定があるとしても、法執行官の人材不足、キャパシティ不足、腐敗や癒着のために、法の執行性が非常に弱い。

国際的人権基準と各国の国内法規
定とのギャップこそが人権侵害の
温床であり、日本企業にとつては
進出先の国の法律を遵守するだけ
では人権侵害のリスクを回避でき
ない。人権保護の義務をはたすこ
とができる国家（先進国）とはた
せない国家（新興国や途上国）で
のビジネス展開においては、当然
後者においてリスクが高く、これ
にともなう企業の責任はより大き
くなることは見落とされがちであ
る。

●ビジネスと人権に関する国 際的フレームワーク

『指導原則』は、国連グローバ
ル・コンパクト、GRIガイドラ
イン、ISO26000などCSRに関
する国際的なガイダンスに影響を
与えている。OECD多国籍企業
行動指針は、『指導原則』を受けて、
二〇一一年改訂において新たに人
権の章を加えた。

『指導原則』にある「国家の人
権保護義務」については、欧州連
合（EU）による二〇一〇〜一四
年CSR新戦略により、EU加盟
国政府が国別行動計画を策定して
いる。いち早くイギリスが二〇一
三年九月に国別行動計画を発表し

た。これは二年間をかけた複数の
NGOを含むマルチステークホル
ダーとの協議の結果であるとい
う。またEUは、中小企業向けの
ガイダンスや、人権は普遍的なも
のでありながらも各業種に特有の
人権課題を示した、石油・ガス、
人材派遣、ICTのセクター別ガ
イダンスも作成している。

一方アメリカは、二〇一三年五
月に「ビジネスと人権に関するア
メリカ政府のアプローチ」を國務
省が発表しており、その冒頭には
『指導原則』が説明されている。
ビジネスにおける人権課題につい
て政府が企業に対して、支援し、
責任ある企業活動を推進し、法の
支配、人権の尊重、公平な競争の
場を促進することが謳われている。

また同年八月にはラテンアメリ
カにおいて、国連人権理事会のビ
ジネスと人権に関する最初の地域
フォーラムがコロンビアで開催さ
れるなど、『指導原則』は世界的
な関心を集め、その広がりをもせ
ている。

●対象地域への深い理解が必要

世界人権宣言に謳われ国際人権
規約に規定されている基本的人権

は、平等、自由、生命、安全の権
利をはじめ、およそ人間が生きる
ということに関わるものすべてに
及ぶ。人権課題は、ビジネスに
とつてその業種によつて多様であ
るし、ビジネスを行う対象地域に
よつても異なる。たとえば資源・
エネルギー産業では、資源の採掘
で生じる環境への負荷、地元住民
の生活や文化への負の影響、住民
移転問題などが懸念される。また
鉱物資源から得られる収入が紛争
の資金源となる可能性も指摘され
ており、アメリカではすでに二〇
一〇年七月に、上場企業に対して
コンゴ民主主義共和国および隣接
諸国で産出された鉱物の製品への
使用に関する開示および報告を義
務づけている。

また繊維・アパレル産業では、
中国やバングラデシュなど多くの
途上国における労働者の権利が侵
害されていると指摘される事例が
後を絶たない。コストを抑えよう
とする企業が、人件費が比較的低
い新興国・途上国へ工場を展開し
ていくなかで、大きな人権リスク
を抱えている業種のひとつであ
る。

これからますます盛んになる新
興国・途上国におけるインフラ開

発においては、開発対象地域の住
民の人権、現場の労働者の人権、
そしてその開発によつて影響を受
けるであろう人々の権利が配慮さ
れる必要がある。途上国において
は土地の所有権や使用权、その売
買についての法規定が未整備で、
政府による土地収用に関しても制
度が不十分である場合が多い。政
府から開発許可を得た土地の所有
権が明確でなかったり、収用され
たはずの土地に住民が居続けてい
る場合もある。地元政府が地元住
民に対して十分な説明責任をはた
し、対話を重ねて住民の理解を得
られていない場合、人権侵害の糾
弾の矛先は、かかる開発プロジェ
クトへ投資・支援する外国政府や
企業に向けられ、そのリスクを背
負うことになる。対象国の法令遵
守を超えて、ビジネスに求められ
る住民とのエンゲージメントがあ
る。

そしてこれらの人権課題の理解
には、そのコンテキスト、すなわ
ちその国、その地域、そこに住む
人々の歴史や文化や社会背景の考
察が必要である。たとえば、土地
問題が植民地支配下時代からの要
因にもとづくものであったり、労
働者の権利侵害が特定の少数民族

に対する差別に根ざしていたりするからである。

●キンタナ氏のティラワ経済特区訪問

先に引いた「ミャンマーの人権状況に関する特別報告者」であるトーマス・キンタナ氏は、二〇一四年二月中旬、彼の六年間の任期の最後となるミャンマー視察を行った。訪問先は、ロヒンギャ住民に対する人権侵害が問題視されるラカイン州、いまだ停戦合意に至らず戦闘による住民への重大な人権侵害が続くカチン州、住民が開発に反対しているレッパダウン銅山鉱区などに加え、日本のODA支援と民間投資の対象であるティラワ経済特区開発予定地であった。

同地を訪問したキンタナ氏は記者会見で、「ミャンマーの経済発展のプロセスを形づくる人権基準と原則の重要性こそが、ミャンマー政府にとって最優先の関心事項であり続けなければならない。」と述べ、経済プロジェクトは国際人権基準に合致すべきことを強調した。キンタナ氏は、ティラワ経済特区管理委員会セッアウン委員長と面会し、特区開発によって移

転を余儀なくされた農民の移転先も訪れ、彼らに対する長期の支援が必要であると述べた。そして「国際社会は、ティラワ経済特区が、人権基準の遵守を求められる大規模開発プロジェクトとして、よき先例を確立できるように、支援しなければならぬ。」と語った。キンタナ氏が訪れた三日後に同地を訪れた筆者は、「正当な補償を、住民との対話を」と書かれた看板が野ざらしに立っているのを目にした。

翌三月一二日付けで公表されたキンタナ氏の人権理事会における報告書(参考文献②)では、開発における人権課題について紙幅が割かれている。開発プロジェクトの実施から生じる、強制的住民移転や住環境の悪化という人権侵害を指摘し、司法の独立が欠如し法の支配が確立されていない現在のミャンマーにおいては、人々が法的手段によって救済を受けることは困難であると述べている。そのうえで報告者は、このような状況であるからこそ、すべての投資家およびビジネスにたずさわる人々が『指導原則』にしたがう責任を有することを強調している。

●日本がはたすべき人権尊重の責任

日本は高度経済成長期の公害を経験し、環境問題を高技術によって克服してきた実績を有する。環境・社会配慮の基底には人権の尊重があるのだから、『指導原則』を活用して、新興国や途上国における人権課題と企業に求められている責任についてさらなる理解とコミットメントが必要である。それは操業リスク管理としてのみならず、競争力を維持し高め長期的価値を追求するために、人権尊重を企業活動のなかに取り込んでいくことである。

途上国に対する援助においてもビジネスが重視され、安倍政権は援助を梃子に日本企業の海外進出を促進する方針をODA大綱に反映させる考えと報じられている。ビジネスに直結する分野への支援で自国企業の進出する後押しをする狙いがあるのであればこそ、日本政府には、国家としてのビジネスと人権に関するコミットメント、そして日本企業のコミットメントを後押しする政策が望まれている。本特集が、国家、企業、市民として、ビジネスと人権を考える一助となれば幸甚である。

(やまだ みわ/アジア経済研究所
法・制度研究グループ)

《参考文献》

- ① Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, Tomás Ojea Quintana, 6 March 2013, A/HRC/22/58.
- ② Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, Tomás Ojea Quintana, 12 March 2014, A/HRC/25/64.